

新型コロナウイルス感染予防対策推進補助金

- ✓令和3年4月1日以降に支払った経費が補助対象
- ✓これから購入・設置予定のものも補助対象
- ✓令和3年7月30日までに申請(県の確保する予算がある限りは申請可能)
- ✓令和3年9月30日までに実績報告が必要
- ✓上限は20万円(複数店舗ある場合は店舗数×20万円)

【補助金申請・交付の流れ】

- ✓交付申請と同時に実績報告をすることも可能です。
- ✓原則、後払いです。
※前払いを希望する場合、概算払請求書の提出が必要(申請額の1/2まで)

補助金交付申請

令和3年4月1日以降に支払った経費が補助対象です。(消費税除く)
申請前に支払った金額+これから購入・設置予定の金額の50%(1/2)を「交付申請額」としてください。

申請者	提出物		
	必須	工事・委託がある場合	複数店舗分申請する場合
飲食店(喫茶店含む)、宿泊施設、理美容所、公衆浴場	<ul style="list-style-type: none">✓申請書(様式第1号または第2号)✓営業許可証の写し ※補助金申請者と許可名義が一致していること✓通帳の写し	<ul style="list-style-type: none">✓見積書 ※必要に応じて、図面など	<ul style="list-style-type: none">✓各店舗の許可証
その他の業種(行政からの許可・認定等がない)	<ul style="list-style-type: none">✓申請書(様式第2号)✓事業の内容を確認できる書類(確定申告書)✓通帳の写し		<ul style="list-style-type: none">✓申請者が作成するHP、パンフレット

交付決定通知 ※県から通知が来ます

(変更承認) 補助金額が増額する場合にはあらかじめ手続きが必要です。

実績報告

申請した物品等の購入等がすべて完了してから30日以内か、令和3年9月30日のうち早いほうの日付までに報告してください。

提出物

- ✓実績報告書(様式第1号または第2号)
- ✓補助対象経費の領収書等
- ✓(工事・委託がある場合)内容が分かる請求書、工事内訳書類など

額の確定通知 ※県から通知が来ます

補助金の入金